

国住経法第 47 号
国住生第 358 号
国住指第 573 号
令和 8 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅経済・法制課長
(公印省略)

住宅生産課長
(公印省略)

建築指導課長
(公印省略)

「地方税法施行規則附則第 7 条第 7 項、第 10 項第 2 号、第 11 項第 2 号及び第 12 項第 3 号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」の一部改正について

今般、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正され、耐震改修、居住安全改修、熱損失防止改修又は長期優良住宅化改修工事が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置の適用期限が 5 年間（令和 13 年 3 月 31 日まで）延長されるとともに、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部が改正され、減額措置の適用対象となる既存住宅の面積要件が変更されたことを踏まえ、本通知の一部を別紙の通り改正することにいたしました。

つきましては、別紙の内容について十分ご留意していただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。